

英国における事業開設と ケーススタディ

(2016年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地法律事務所 3HR Corporate Solicitors Ltd に作成委託し、2016年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび 3HR Corporate Solicitors Ltd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび 3HR Corporate Solicitors Ltd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ロンドン事務所
E-mail：LDNresearch@jetro.go.jp

JETRO

はじめに	1
第1節－英国における企業体設立の計画	2
第2節－非公開有限責任会社の設立	5
第3節－英国事業所の設立	16
付録1 非公開有限責任会社、公開有限責任会社、英国事業所の相違点	21
付録2 外国会社: 文書チェックリスト	24
付録3 非公開有限責任会社: 設立のために必要な文書のチェックリスト	26

英国における事業開設とケーススタディ

はじめに

この資料は、英国における企業体、とりわけ非公開有限責任会社(Private Limited Companies)または英国事業所(UK Establishments)の設立に関する留意すべき事項をまとめている。日本企業が英国に事業を拡大しようとする際、企業体の設立は出発点であり、それゆえにとっても重要である。ここでは、英国において企業体を設立する際に考慮すべき種々の側面に焦点を当てている。英国において事業を開設する場合には、(1) 企業体の設立だけでなく、(2) ビザの取得(例えば Sole Representative Visa)、(3) 渡英、(4) 銀行口座の開設、(5) スポンサーシップの取得と2人目の駐在員の派遣、などクリアしなければならない問題も多い。

これらはどのような順番で行われなければならないのかという質問が多くみられるが、原則的には、(1)～(5)について並行的に準備を進めなければならない。なぜならば、現実と実務は必ずしも計画どおりには進展しないのが通常であるためである。

しかしながら、いくつかの避けるべき点や一般的に遵守しなければならないルールは存在する。例えば、(2) Sole Representative Visa を取得する手続きの前に(1) 企業体を設立してビジネスを開始することは、Sole Representative Visa を取得する障害になることがある。理由は、Sole Representative Visa とは、企業体を設立してそれがビジネスを開始できるように準備をするために発行される Visa であるためである。また、(4) 銀行口座の開設は、(1) 企業体の設立が完了するまでは難しい。なぜならば、通常銀行は、銀行口座の開設の前提条件として、企業体の設立証明書の提出を求めるためである。(5) さらに、スポンサーシップの取得と2人目の駐在員の派遣のステップは、通常すべての事業開設の手続きが完了をした後となる。これは、スポンサーシップの取得には、保証人としてある程度信頼できる企業体としての体裁が要求されるためである。

全体としていえることは、こうでなければならないという頑固な考え方を捨て、柔軟な思考を持ち、フットワークを軽くすること、また新しい市場と法律制度の中でさまざまな障害や問題と取り組み、これに対応することが重要である。

第1節では、海外の会社が英国に企業体を設立することを計画する際に事前に考慮すべき事項について、第2節では、英国において非公開有限責任会社を設立する際の詳細について、第3節では、英国事業所を設立する際の問題点について簡潔に解説する。

第1節－英国における企業体設立の計画

1. イングランドおよびウェールズ法上可能な企業体の種類

会社は事業運営のための一つの媒体である。その他の事業組織には、個人事業(sole trader)、パートナーシップ(partnership)および有限責任パートナーシップ(limited liability partnership)がある。会社として運営される事業は会社それ自体によって所有され運営される。会社は、法律上、会社を設立した個人や取締役、株主とは別の存在として認識される。

2006年会社法(The Companies Act 2006 (c 46)) (以下「2006年法」という。)は英国会社法の第一次的かつ包括的な法源をなす連合王国議会の制定法である。

2006年法は政府によって段階的に施行され、最後の規定が2009年10月1日に施行された。2006年法により1985年会社法(以下「1985年法」という。)は廃止された。

2. 非公開有限責任会社 (private limited companies)

非公開会社と公開会社の主な違いは、非公開会社は、資金調達的手段として一般人に対して直接にあるいは売買を通じて、会社の株式を引き受けるよう勧誘することが法的に許されていないという点である。

株式公募は会社にとって費用のかかることである。従って一般的に、公募を行うこと、あるいは「証券取引所に上場すること」(‘floating on the stock exchange’)は、経済的であるレベルに達した会社のための手段である。

公開会社(public company)は、登記時に相当額の設立時株式資本を保有していなければならない。現在のところ、会社は少なくとも5万ポンドの額面価額の株式を割り当て済みでなければならない、そのうち少なくとも4分の1が払い込み済みでなければならないというのが要件である。これらの要件を守れば、残りの資本は各種の通貨でもよい。資本に関する新書式が同一会社内ならば異なる通貨の株式を認めており、これを会社登記所に提出することができる。

他方、非公開会社(private companies)は、私的手段、例えば友人や銀行からの借入れによって資金を調達することが許されている。非公開会社が小規模な事業あるいは非公開の投資事業体にとって最も人気のあるタイプの会社であるのは、このためである。

非公開会社の構成員の責任は、株式または保証の範囲に限られることもあるし、無限責任であることもある。

非公開会社であれ公開会社であれ、事業の運営や所有の形態はほぼ同じであるが、以下の点で重要な違いがある。

- 非公開会社は、公開会社に義務として課される厳格な要件を避けるため、グループ企業において子会社として利用されることがしばしばある。
- 公開会社と異なり非公開会社は、少額の設立時、払込済株式資本（例えば1ポンド）で登記することができる。
- 非公開会社は、設立証書（the certificate of incorporation）を受け取り次第、直ちに事業を始めることができる。一方、公開会社は、会社登記官（the registrar of companies）から取引証書（trading certificate）を取得する必要がある。
- 非公開会社は、最低で1人の取締役がいればよい（取締役の人数については会社の定款によって最低人数の要件を増やすことができる）。ただし、最低1人の取締役は自然人でなければならない。公開会社については取締役の最低人数は2人である。
- 非公開会社は、年度末の計算書類の監査を受ける法律上の義務を負わずに済むことができる。

公開会社でない会社は、原則的に非公開会社となる。

3. 英国事業所（UK establishment）

英国事業所とは、広く支店（branch）または営業所（place of business）と定義される。支店の明確な定義はない。しかし、営業所は会社が定期的に事業を行っている場所と定義される。

英国で取引を行うことを希望する外国会社にとって一つの選択肢は、英国事業所を登記することである。これは、会社が2009年外国会社規則（the Overseas Companies Regulations 2009）を遵守しなければならないということを意味する。外国会社規則は、会社が英国内に持っている事業所を登記するための要件を規定し、一定の会計上の要件と報告書を提出する要件を課している。この選択肢は一つの選択肢に過ぎず、次の選択肢のほうが特定の必要性に適しているのではないか、という点を検討する必要がある。

(1) 代理人選任

代理人を選任することを選んだ会社は、英国事業所を登記しなければならないという規制上の負担、あるいは会社を設立するという負担を回避することができる。しかし、さらに

本格的に英国に進出したい場合には、代理人では会社の要件を満たしていないこともある。

(2) 子会社の設立

会社は子会社を設立することを選ぶこともできるが、これは規制上の負担を大きくする。会社がほかに子会社を保有せず、初めて子会社を設立した場合には企業グループとしての計算書類を提出するという要件が適用されることになる可能性がある。また、設立手続きも経なければならない。

4. その他考えられる企業体

ほかに考えられる選択肢であるパートナーシップと有限責任パートナーシップについては、本レポートでは詳細には解説しないが、簡潔に言及する。

前者は、複数の人が小規模事業を共同して経営したいという場合、法的形態として適切な選択であることがかなり多い。パートナーシップの設立・運営方法だけでなく、企業統治や課税のあり方も、しばしばパートナーシップが最も魅力的な事業形態になる理由である。しかし、日本企業が英国で事業を立ち上げることを望む場合、上記の法的形態と比較して便利な形態ではない。

後者は、会計事務所や弁護士といった専門職業のパートナーシップがしばしば選択する法的形態である。構成員の有限責任、別個の法人格およびパートナーシップとしての課税がその特記すべき点である。この形態もまた、日本企業が英国で事業を立ち上げることを望む場合、上記の法的形態と比較して便利な形態ではない。

第2節－非公開有限責任会社の設立

1. 会社の組成

イングランドおよびウェールズで会社を設立するための規則が 2006 年法によって定められている。新しい事業を会社として設立してもよいし、既存の事業を会社として設立してもよい。このことが行われるのは、一般に、会社法の要件順守のための負担増が、会社という形態の与える利益（例えば有限責任）と相殺される段階に事業が到達した場合である。

2006 年法は三つのタイプの会社の設立を規定している。

- 株式会社 (company limited by shares)
- 保証有限会社 (company limited by guarantee)
- 無限責任会社 (unlimited company)

最も一般的な形態は株式会社である。

保証有限会社は実際にはかなりまれである。それらは通常、非営利活動のために設立され、株式資本はなく、構成員は株主ではない。構成員は、会社が清算される場合に弁済すべき会社債務の弁済にあらかじめ定められた金額を支出することを引き受けるのである。保証有限会社については、本日は論じないが、慈善基金を設立したい場合には、ほかの組織形態と同列の選択肢になりうる。

(1) 書類

会社登記所 (companies house) に必要な書類を届け出て、必要な手数料を支払うことにより会社は登記される。会社は、会社登記官 (the registrar of companies) (以下「登記官」という。) が設立証書 (the certificate of incorporation) を発行した時に存在することとなる。

会社の発起人は、自分たちの必要条件に合わせて特に誂えられた書類により新会社を登記することもできる (特製会社 (tailor-made company))、あるいは既に設立されているがまだ活動していない会社を買い取ることもできる (既製会社 (shelf company))。

行政書士 (law stationer) や会社設立代理人 (company formation agent) は、定款に標準的な規定を備えた既製会社を登記し、買い手に売り、買い手は定款を自分たちの必要に合わせて変更することができる。

会社を設立するためには、以下の書類を作成し、登記官に届け出なければならない。

- 定款 (the articles of association)
- 会社登記所書式 IN01

(2) 会社登所書式

会社を登記するためには、書式 IN01（登記申請書（Application for Registration））を登記官に提出しなければならない。書式 IN01 を作成するためには以下の情報が必要である。

(a) 社名案

会社は、既存の会社が登記している社名で登記することはできない。従って、登記申請者は、選択した社名が別の会社によって既に登記されていないかどうかを確認するために、会社登記所の社名索引を調査する必要がある。

しかし、社名索引の別の会社の社名と同じ社名であっても、登記される会社が、その社名を既に登記している会社と同じグループの 1 社である場合、またはそうなる予定である場合には、その社名を登記することができる。登記を求める会社は、当該会社が既に登記されている会社と同じグループ内の 1 社であるまたはそうなる予定である旨の同意書を、既に登記されている会社から取得しなければならない。

また、登記申請人は、申請社名が承認を必要とする微妙な語句または制限のある語句を含んでいるかどうか、および 2006 年法により、認められた社名に「limited」の語を使用しなくてよいという特例を申請するかどうかを書式 IN01 に記入しなければならない。

(b) 会社のタイプ

登記申請人は、会社が公開会社か非公開会社か、株式会社か保証有限会社か、あるいは無限責任を負うのかを示さなければならない。

(c) 登記される事務所

登記申請人は、登記申請する会社の登記される事務所がイングランドおよびウェールズ、スコットランド、または北アイルランドのいずれにあるかを示し、会社の登記される事務所の予定住所を示さなければならない。

会社は、すべての連絡および通知のあて先となる登記される事務所を常に維持する必要がある。会社に関する文書の送達は、会社の登記された事務所に送付されれば有効となる。

(d) 定款

書式 IN01 では、新会社は、モデル定款（この場合は何版か）をそのまま採用するまたは修正を加えるか、あるいは完全に新規作成した定款を採用するのかが示すことができる。定款については後述する。

会社は何らかの点でモデル定款を修正しようとする場合、または新規作成した定款を

採用する場合、修正または場合により新規作成した定款の写しを登記申請に添付しなければならない。これについては後述する。

(e) 役員

(i) 取締役 (Directors)

登記申請には会社の役員予定者を記載しなければならない。

会社には少なくとも 1 人の自然人 (人間) たる取締役がいなければならない。すべての取締役は少なくとも 16 歳以上でなければならない。

書式 IN01 は、次のような必要的記載事項を定めている。

- 旧姓を含めて、フルネームと肩書き
- 生年月日
- 居住国
- 国籍
- 職業 (もしあれば)
- 送達用住所および通常の居住地住所。取締役は、通常の居住地の住所が送達用の住所と異なる場合には、通常の居住地の住所を記載しなければならない。取締役は、会社登記所の公的登録簿に居住地の住所を開示する必要はないが、取締役の通常の居住地の住所を会社登記所に少なくとも届け出はしなければならない。これは、すべての会社は取締役の居住地の住所登録簿を備えていなければならないからである。取締役が居住地の住所を送達用住所に指定しない限り、取締役の居住地の住所が公的な登録簿に記載されることはない。取締役が自分の通常の居住地の住所を信用調査機関に開示しないという除外規定の適用を登記官に申請した場合、このことを書式 IN01 に記載しなければならない。

選任される予定の取締役はそれぞれ取締役の職務を果たすことに同意し、書式 IN01 の指定欄に署名しなければならない。

(ii) 総務役 (存在する場合)

非公開会社には会社総務役 (a company secretary) を置く要件はもはやないが、公開会社は少なくとも 1 人の総務役がいなければならない。

書式 IN01 は、以下の記載事項を定めている。

- フルネーム、肩書き、および旧姓
- 総務役の送達用住所。これは居住地の住所である必要はない。

取締役の場合と同様、総務役は、書式 IN01 の指定欄に署名してその職務を果たすことに同意しなければならない。

取締役や総務役が法人または企業である場合、その社名および登録された事務所または主たる事務所を記載しなければならない。

(f) 欧州経済領域内の会社

欧州経済領域 (the European Economic Area (EEA)) 域内の会社は、会社が登記されている場所およびその登記番号を記載しなければならない。

EEA 域外にある会社は、当該会社または企業の法的形態、準拠法、および登記されている場所とその登記番号を記載しなければならない。

(g) 資本金計算書

株式資本を有する非公開有限責任会社は、設立時の株式保有について資本金計算書 (a statement of capital) を会社登記官に提出しなければならない。

設立時株式保有計算書 (the statement of initial shareholdings) は、設立の際に引受人によって引き受けられた合計の株式について一数量、種類、額面総額、ならびに引受人の株式それぞれについての払込済額または未払額など一記載しなければならない。

資本金計算書は、会社の各種類株式、各種類株式の株数、各種類株式の額面総額、各株式について払い込まれたまたは未払いの金額を示す。また、資本金計算書は、会社の各種類株式に与えられた権利の内容、すなわち議決権、配当請求権、会社財産分配請求権 (会社の清算の場合を含む) 、および償還請求権の内容を記載する。

(h) 保証書

会社が保証有限会社として登記される場合、会社は保証書 (a statement of guarantee) を提出しなければならない。これは各引受人から提出される書面で、引受人が構成員である間に、または構成員でなくなったときから 1 年以内に、会社が清算された場合、引受人は以下のために必要な金銭を特定の限度額まで (1 ポンドでもよい) 会社の資産に拠出する旨の文書である。

- 構成員でなくなる前に契約された会社の借入金および債務の支払い
- 清算の費用、手数料、および経費の支払い
- 拠出者自身の間における権利調整

(i) 法令順守申告書

登記に関する 2006 年法の要件の順守についての申告書 (a statement of compliance) を登記申請と共に会社登記官に提出しなければならない。法令順守の申告は書式 IN01 に定められている。

(j) 電子的方法による設立

これらの文書を会社登記所に送付する方法は、ハードコピーでも電子的方法でもよい。

(3) 手数料

会社登記官が設立証書 (the certificate of incorporation) を発行したときに、会社は成立する。通常のサービスを利用して登記申請が行われた場合、通常 7 日かかり、その手数料は現在 40 ポンドである。24 時間以内に設立する迅速処理サービスも利用でき、その費用は現在 100 ポンドである。

設立の申請書類が電子的方法により提出された場合、手数料は現在、13 ポンドであり、即日処理サービスは 30 ポンドである。

2. 基本規約

会社の基本規約 (constitution) には定款 (articles of association) と 2006 年法に規定された決議または契約がある。1985 年会社法 (以下、「1985 年法」という。) では、会社の基本規約は基本定款 (the memorandum of association) と通常定款 (the articles of association) に分けられていた。2006 年法では、基本定款は、引受人の会社設立の意思を示すだけであり、単に経緯を示すという意義しかない非常に簡単な文書になった。

次に通常定款と 2006 年法からみた基本定款の意味について検討する。

(1) 通常定款

登記される会社はすべて通常定款 (articles of association) を定めなければならない。

2006 年法が施行されるまでは、原則的な通常定款が 1985 年法の別表 A に記載されていた。2006 年法以降、以下の会社それぞれについて、2006 年法に三つの異なるモデル定款が定められた。

- 非公開株式会社
- 非公開保証有限会社
- 公開会社

これらのタイプの会社それぞれに定められたモデル定款は、会社の登記された定款によって修正または排除されない範囲で、2006 年法により設立され登記された会社に原則的に適用される。

会社は、モデル定款の一定の規定を修正してまたは無修正で自社の定款に取り入れることができる。その際、取り入れるモデル定款はそのタイプの会社用に定められたものでなく

てもよい。

2006年法の中には、モデル定款を採用した会社が特に定款に組み込まない限り、その適用を受けることができない規定がある。例えば、2006年法は定款で社名変更の代替的手段を定めることを認めているが、これはモデル定款では定められていない。

定款で通常処理される事項のいくつかを挙げれば、次のとおりである。

- 株式の発行方法
- 株式の移転方法
- 会社に対する通知または会社からの通知の送付方法
- 個人的な利害関係のある事項についての取締役の議決権
- 取締役が辞職しなければならない場合、または取締役を罷免できる場合
- 取締役およびその他の役員がその過誤に対する第三者からの請求について会社から損失補償を受けることができる範囲
- 取締役会会長の議決権（取締役会会長がいる場合）

(2) 基本定款

これまでは会社の目的は基本定款 (the memorandum of association) に記載されてきた。

2006年法に基づいて設立された会社の基本定款は、1985年法により登記された会社の基本定款とは全く異なっている。2009年10月1日から、基本定款は単に、引受人が2006年法に基づいて会社を設立する意思があり、その構成員となり、株式資本を持つ予定の会社の場合には、少なくともそれぞれ1株を取得することに同意した旨を述べるにとどまる。

社名、会社の目的、会社のタイプ、有限責任か無限責任か、登記された事務所の場所のような、1985年法では基本定款に記載された事項はもはや基本定款の一部ではなく、通常定款で扱われるか、または社名の場合は、単に設立証書に記録されるだけである。基本定款は本質的には、登記の時点における会社の基本規約の一部の「スナップショット」("snapshot") である。それ以降においては、基本定款には重要性はない。

基本定款は所定の書式でなければならない、各引受人によって認証されなければならない。その意図は、基本定款を即時に認識できるものにするということ、および基本定款には余分な情報を記載させないということである。

2006年法に従って設立された会社については、以前基本定款に定められていた種類の情報は通常定款に定められることになる。既存の会社はこの変更を反映させるために定款を修正する必要はないが、希望する場合にはそうすることができる。既存の会社については、1985年法により基本定款に定められた規定は、通常定款の一部をなすものとして扱われる。会社が定款中にそのような規定を望まない場合、それらの規定を通常定款から削除する必要がある。

1985年法により設立された会社も、通常定款を修正するかどうか、および通常定款の中に会社の目的に対する制限を含めるかどうか、また/あるいは疑問を避けるために一定の権限についての（必要ではないが）明示的な規定を維持するかどうかを検討する必要がある。

3. 株式

会社にはそれぞれ異なる権利を付与されたさまざまな種類の株式があることがある。これらの権利には、株主総会での議決権、配当に利用できる十分な利益がある場合に配当を受ける権利、および会社が清算された場合に会社財産の分配を求める権利などがある。

(1) 株式資本

株式資本 (share capital) は、会社の構成員による会社への投資金である。その金銭は会社の所有権の持ち分と交換に出資され、その株式に対して株券が発行される。

(2) 授権株式資本

授権株式資本または額面株式資本 (authorised or nominal share capital) とは、現在のまたは将来の投資家に分配可能な最大限の株式の価値である。それは会社が取得できる株式資本の合計である。

2006年法以来、非公開会社はもはや授権株式資本を持つ必要はない。しかし、2009年10月1日以前に設立された既存の会社は、基本定款の中に授権株式資本を規定することになり、そしてその規定は会社が割り当てることができる株式数に対する上限としての役割を果たすことになる。会社は、通常決議によって、または特別決議により)このような制限を含まない新たな定款を採用することによって、この制限を修正または廃止することができる。2009年10月1日以降に設立された会社について、会社が割り当てることができる株式数を制限したいと思った場合、株主は会社の定款に制限を規定することによりそうすることができる。

(3) 発行済株式資本

発行済株式資本 (issued share capital) は合計の授権株式資本から発行された株式の数と価値である。例えば、会社が1,000ポンドの授権株式資本を1株1ポンドの株式1,000株に分割し、2人の引受人がそれぞれ1ポンドの株式1株だけを取得している場合、合計発

行済株式資本は 2 ポンドである。従って、この例では、発行済株式 1 株は会社の所有権の 50%を表している。残りの 998 株は発行されるまでは意味がない。それらの株は将来の拡大のためにあるにすぎない。

(4) 増資

2006 年法では取締役が株式を割り当て発行することに制約があり、会社の定款によって制約されている場合もある。これらの制限の理由は、取締役が新株を発行し割り当てることによって、議決権、配当請求権および資本に対する権利が希薄化することから既存の株主を保護することである。

前述のように、授権資本という概念は 2009 年 10 月から廃止された。会社の定款が反対の趣旨を規定していない限り、「上限」(“ceiling”)はなくなり、新株を発行する前にこの上限を上げておく必要もない。ただし、一部の制限は 2006 年法でも残っている。取締役は株式を発行する権限を得なければならず、先買権、あるいは新株引受権を既存の株主に与えなければならない。また、会社の定款によりさらに制約があることもある。

取締役は、新会社の最初の取締役会でその会社の株式を割り当てたいと思うのが普通であり、その後、追加資金を集めるためにさらに多くの株式を発行することができる。取締役は、会社の株式を発行する権限を得なければならないが、2006 年法によれば、その権限は会社の定款によって個別具体的に(特別条項によって)与えられるか、または総会もしくは書面で株主の通常決議によって与えられなければならない。通常決議が必要な場合は、それを会社登記簿に登録しなければならない。

必要な権限がどのようにして与えられるにしても、それには取締役が割り当てることが許される株式数が定められていなければならない。取締役が一回分の株式だけ割り当てるための権限を与えることもでき、あるいは一般的に取締役がいかなる数の株式も発行できる権限を与えることもできる。この権限には存続期間が設定されなければならない、それは 5 年を超えてはならない。

株式を割り当てる取締役の権限は、通常決議の可決によっていつでも株主が撤回することができる。

一つ例外がある。一種類の株式しかない非公開会社の取締役は、特別な権限または株主の書面による事前の承認がなくても、追加の株式を割り当てることができる。たとえ 2009 年 10 月 1 日以前に設立された会社が、2006 年法により 2009 年 10 月 1 日以後に設立された会社と与えられたこの権限を利用したいと思ったとしても、2009 年 10 月 1 日以前に設立された会社はそうするためには通常決議を可決しなければならない。

(5) 法定の新株引受権

取締役が株式を発行する権限を得たとしても、必ずしも取締役は自分が選んだ誰にでも株式を割り当てることができるとは限らない。株式が現金と引き換えに発行される予定である場合、これらの株式は最初に会社の既存の株主に引き受けを申し込まなければならない。既存の各株主に申し込む株式数は、当該株主がそのときに保有している株式の割合による。既存の株主への申し込みは、少なくとも 14 日間の承諾期間を与えなければならない。現在の株主が株式引き受けを断った場合によく、それらの株式の引き受けをほかへ申し込むことができる。この新株引受権は、株式が現金で払い込まなければならない場合のみ適用される。株式が全部または一部、現金以外の対価と引き換えに発行される場合、この新株引受権は適用がない。

非公開会社は、定款の改正または株主の特別決議によって法定の新株引受権を排除することができる。取締役が、現在の株式保有割合に従って既存の株主に新株を割り当てることを望まない場合、取締役はまず定款をチェックして法定の新株引受権が排除されているかどうかをみるべきである。もし定款で排除されていなかったら、現株主に株式引き受けを申し込む必要を正式に消滅させるためには、特別決議が必要である。あるいは、総会を開くよりも迅速で簡単であると思われるならば、株主全員が新株の引き受けを拒絶することも可能である。この方法による場合のリスクは、全員が引き受けを拒絶する保証はないという点である。

1 種類のみ株式しかない非公開会社は、定款によって、または法定の新株引受権を排除、もしくは修正する特別決議によって取締役に新株発行権限を与えることができる。

(6) 増資の手続き

会社の株式を割り当てるために従う必要のある手続きは、次のとおりである。

- (a) 取締役が、合理的な通知をして取締役会を招集する。
- (b) 取締役は次の点をチェックしなければならない。
 - 取締役が定款または 2006 年会社法に基づき株式を割り当てる権限を持っているかどうか、あるいは、最初に株主が定款を改正するかまたは株式割り当てを許可する通常決議を可決する必要があるかどうか。
 - 取締役は、最初に現株主に株式引き受けを申し込む義務があるかどうか。

以上の事項のいずれかに問題がある場合、取締役は株主の同意を得るために総会を招集、または書面による決議を提案する必要がある。すべての株主に 14 日前までに書面による通知を送付しなければならない。その後、総会を開催し、決議を可決する。新株割当報告書の書式 (SH01) と共にすべての決議の謄本を会社登記所に送る。この書式には新しい資本金計算書が含まれている。

- (c) 以上の事項のいずれにも問題がなければ、あるいは株主の決議の可決によって問題が解決されていれば、取締役は取締役会で株式を発行できる。取締役は、新株引き受けを書面によって申し込んだ人に株式を発行することを議決する。一般に非公開会社は一般の人びとに株式引き受けを申し込むことは許されていない。従って、新株引き受けの申し込みはあらかじめ構成員になることが決められている人が行い、会社がその申し込みを承諾する必要がある。
- (d) 会社が社印を持っていれば、取締役は株券に社印を押印することを議決し、株券は新株主に送られ、取締役は総務役（the secretary）に株主名簿に新株主の氏名を記載するよう指示する。取締役は、書式 SH01 で新株が発行された旨を会社登記所に通知することも総務役に指示する。

(7) 減資

会社が以下のことを行いたい場合に減資が行われることがある。

- 一部、払込株式に対する責任を解消する。
- 事実上、不要な資本金を株主に払い戻す。
- 資本損失を反映させるために会社の株式資本の価値を減少させる。

株式資本を減少させる手続きは、株主による特別決議の議決、裁判所への申請、そして債権者に与えられる保護を含む裁判所による計画の承認ということになる。

非公開株式会社が裁判所外のルートで減資することができる簡単な手続きがある。この場合、すべての取締役が当該時点とその時点から 12 カ月間における会社の支払能力に関する宣言について宣誓し、その後、株主がこれについて特別決議を議決することになる。それから、この議決、支払能力宣言、およびその他の文書を会社登記所に登記しなければならない。

(8) 登録簿

株式が発行されるたびに、会社の登録簿（register）に必要な記入を行うことが必要である。株主名簿は会社の株主の身元の証拠である。

(9) 株券

株主は会社の株式を所有しているが、その権利の証拠として株券を取得する。会社は株式が発行または移転されるたびに、移転または割り当ての日から 2 カ月以内に新しい株券

(share certificates) を発行する必要がある。これらの株券は定款と 2006 年法の規定に従って作成されなければならない。

3. 株主

会社の株主 (Shareholders) は「会社の構成員」 (“members of the company”) とも呼ばれる。

会社の定款に従って、自然人または法人は会社の株主になることができる。株式発行の対価は現金でもよいし現金以外の対価でもよいが、割り引いてはならない。すなわち、株式は額面価額未満で発行することはできない。しかし、額面価額以上であるいはプレミアムつきで発行することは許されている。プレミアムは株式の額面価額を超過した部分の金額である。

(1) 株主の役割

株主の権利に影響を与える恐れのある大きな決定は、2006 年法により、通常の場合、会社取締役により招集される株主総会で株主によって承認される必要がある。

株主が行うことができるのは一定の行為に限られる。例えば、取締役の罷免、社名の変更、2 年以上の雇用保障を取締役に与える取締役の役務提供契約の承認などである。一般的には、株主は取締役に対して、また取締役の会社運営方法に対してほとんど支配権を持たないが、株主の主な役割は、取締役が権限を逸脱しないように総会に出席して議題についてどのようなことでも議論することである。株主は会社の日常業務に関与する必要はない。

(2) 株主の有限責任

有限責任とは、会社の事業がうまくいかなかったときでも、会社の株主は、会社が借入金を支払い、債務を弁済するのに責任を負う必要はないということの意味する。

株主が負う唯一の責任は、株式についての未払金を会社に支払うことである。株式の対価が全額支払われていれば、それ以上会社法により株主が支払うべき金銭はない。これは、会社の債務についての各株主の責任が株式に関する金額に限られることを意味している。従って、リスクを伴うが非常に収益性の高い大規模な事業が会社によって行われやすいのは、株主の責任が有限であるためである。会社によって行われる事業が支払い不能に陥った場合、会社債権者が訴訟を提起することができる相手は、会社であり株主ではない。これは、もちろん、個人事業主やパートナーシップの場合は異なる。なぜならば、個人事業主やパートナーシップは事業の債務について個人的に責任を負っているからである。

もちろん例外はある。特に株主が会社の債務を支払うという個人保証に署名した場合である。後に指摘するように、会社の取締役もまた会社の債務支払いに責任を負うよう求められることがあるが、しかし、それは取締役が詐欺的行為を行った場合、または会社法により不適切であると定義された方法で行動した場合に限られる。

4. 税金

有限責任会社は利益と利得双方にかかる法人税 (corporation tax) を支払うだけである。所得税および資本利得税 (capital gains tax) の税率と法人税の税率は異なる。課税対象となる利益と利得も異なる方法で算出される。これらの税が査定され納付される時期も異なる。

一般的な結果としていえば、この二つの税の相違は、事業の利益が上がれば上がるほど、法人税のほうが所得税・資本利得税より税額は低くなる傾向があるという点にある。このような理由で、はじめ個人事業主だった人が、事業が大きくなるにつれて有限責任会社に移行するときがある。

第3節－英国事業所の設立

1. 登記

外国会社が英国事業所を開設してから1カ月以内に、外国会社は書式 OS IN01 の会社に関する事項と当該事業所を登記所に登記しなければならない。これには設立の詳細、会社の社名と取締役、および英国事業所の詳細が含まれる。

2. 英国事業所の基本規約

書式 OS IN01 には、また基本規約と、場合によっては会計情報を記載しなければならない。会計上の要件については後に述べる。

提出しなければならない基本規約は次の事項を記載する。

- 会社の基本定款と通常定款の認証謄本。原本が英語以外の言語である場合には、認証英訳を添付する。

- 会社の最新の計算書類の謄本。原本が英語以外の言語である場合には、（要求があれば）認証英訳を添付する。

認証謄本（certified copy）とは、会社の総務役または取締役、常任の代表者、会社経営管財人(administrator)、会社管理受託人（administrative receiver）、または清算人により正確であると認証され証明された謄本である。

認証翻訳（certified translation）とは、正確な翻訳であると認証された翻訳を意味する。これは、会社の役員、常任の代表者、送達を受ける権限を与えられた人、会社経営管財人、会社管理受託人、または清算人のような適切な人によって認証されなければならない。

3. 情報届出の要件

外国会社は、登記のために提出した当初の情報に変更があった場合には、その変更を会社登記所に届け出なければならない。これには以下の点に関する変更が含まれる。

- 会計上の要件、または取締役や総務役の会社代表権の範囲のような会社情報
- 英国事業所の名称、住所、または事業活動
- 取締役、総務役、または送達を受領する権限もしくは会社を代表する権限を与えられた人の詳細
- 会社の基本規約
- 英国で登記された社名またはその他の名称の変更

外国会社は、英国事業所に関する事項の変更届を、変更から 21 日以内に会社登記所に提出しなければならない。

4. 会社の計算書類

2009 年外国会社規則（The Overseas Companies Regulations 2009）は外国会社の計算書類の提出について二つの規定を定めている。一つは、本国法により計算書類を開示する必要のある会社についての規定であり、もう一つは、本国法では計算書類を開示する必要のない会社についての規定である。

英国事業所をもつ外国会社が会社登記所に計算書類を提出する場合、そのような会社にはすべて手数料がかかる。

(1) 本国法により書類作成と開示の必要がある会社

計算書類には、以下の情報を含む説明を添えなければならない。

- 当該計算書類が作成された根拠となる立法、および（監査が必要な場合）監査された根拠となる立法
- 計算書類が一般的に受け入れられている会計原則（Generally Accepted Accounting Principles）により作成されたかどうか、およびその原則を発表した組織
- 計算書類が監査されたかどうか、監査された場合、一般的に受け入れられている会計基準（Generally Accepted Auditing Standards）により監査されたかどうか、およびその基準を発表した組織
- 監査されていない場合、会社が計算書類の監査を受ける必要があるかどうか。

計算書類およびそれに伴う説明を期日までに会社登記所に提出しないことは犯罪であり、3カ月の提出期間の末日以前に取締役だったすべての人がこの罪を犯したことになる。

(2) 本国法によれば書類作成と開示の必要のない会社

本国法によれば計算書類を作成し開示する必要がなく、英国事業所を登記する時に会社登記所に会社の計算書類を提出する必要のない外国会社もあるかもしれない。

このような会社は書式 OS IN01 の B5 項の 2 番目のパート（当該会社が本国法により計算書類を作成すべき期間）を記入する必要はない。

しかし、そのような会社でも、登記後、会社全体として各財務年度末に会社の計算書類を作成し、それに署名し、それを会社登記所に提出する義務を負う（英国事業所についてのみ計算書類を提出しても十分ではない）。

外国会社の財務年度は、会計基準日を参照して計算される。これは、その会社が英国の外国会社となってから1年後の日が含まれる月の最終日である。

最初の会計基準期間は6カ月以上18カ月以下の期間であり、英国の外国会社となった日から当該会社の会計基準日までである。

その後の会計基準期間は、直前の会計基準期間の末日の直後から当期の会計基準日までの12カ月である。

計算書類には以下が含まなければならない。

- 貸借対照表
- 損益計算書（（必要な場合）前年の数字との比較を示すこと）
- 注釈（必要な場合）

計算書類は取締役会の承認を受け、取締役会を代表して一人の取締役が署名しなければならない。署名は会社の貸借対照表に行わなければならない。

計算書類が外国会社規則（The Overseas Companies Regulations）に違反する場合、その違反を知っていた取締役、または同規則の遵守について重過失があり、法令順守を確保するための合理的措置をとらなかった、もしくは計算書類が承認されるのを妨げた取締役はすべて違法行為を犯したことになる。

5. 外国会社に対する規制

(1) 概観

外国会社を対象とする規制には三つある。

- 2009年外国会社規則（The Overseas Companies Regulations 2009）
この規則は、英国に事業所を開設しようとしている外国会社に関する単一制度をさだめたものである。この規則はこうした外国会社に会計上の要件を課し、情報開示および契約の締結と履行を規制する。
- 外国会社（文書作成および担保登記）規則（The Overseas Companies (Execution of Documents and Registration of Charges) Regulations）
これらの規則は、登記された英国事業所をもつ外国会社に適用される。
- 2009年社名および営業名（雑則）規則（The Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009）
これらの規則は、登記された英国事業所をもつ外国会社に適用される。

(2) 情報開示の要件

2009年外国会社規則は、英国で事業を行う外国会社に情報開示の要件を定めている。例えば、営業所に掲示する必要がある情報、および事業にかかわる通信やウェブサイトに示さなければならない項目などの開示要件である。

英国で事業を行うすべての外国会社は、以下の場所に社名と設立国が掲示されるように確保しなければならない。

- 会社に代わって書類の送達を受け取る権限を与えられたすべての人の住所
- 外国会社が事業を行っている英国内のすべての場所。ただし、以下の場所は除く。
 - 主に居住のために使用される場所

- 当該会社に関して選任された清算人、経営管財人の営業地

会社が社名と設立国を掲示する必要がある場合、会社は、その掲示が継続して掲げられ、訪問者が容易に見ることができるように確保しなければならない。

英国で事業を行う外国会社は、英国で事業を行う際に文書が使用される場合、以下の文書については、すべてに社名を記載しなければならない（以下のリストは網羅的ではない）。

- ビジネスレター
- 通知およびその他の公式発表
- 発注書
- 会社によりまたは会社に代わって署名される様式の小切手
- 領収書
- 信用状
- そのほかすべての形式のビジネス用の通信文と文書
- ウェブサイト

さらに、外国会社が、その通信文のいずれかに取締役の氏名を記載する場合には、その会社の取締役全員の氏名を挙げなければならない。

付録 1

非公開有限責任会社、公開有限責任会社、英国事業所の相違点

相違点	非公開有限責任会社	公開有限責任会社	英国事業所
<u>社名</u>	「非公開有限責任会社」（またはその略称）またはウェールズ語で同等の意味を持つ語句をつける。	「有限責任」（'limited'）（またはその略称）またはウェールズ語で同等の意味を持つ語句をつける。	設立国の法律に基づいた社名、または英国で事業を行うための別の名称
<u>株式資本</u>	株式資本に定められた上限または下限はない。ただし、「ゼロ」であってはならない。	GBP 建てまたはユーロ建てで、最低 5 万ポンドの払込済株式資本。	親会社の株式資本
<u>株式の割り当て</u>		額面価額の少なくとも 4 分の 1 およびプレミアム全額が払い込まれない限り、株式を割り当てることはできない。 一定の例外はあるが、公開会社は現金以外の対価で株式を発行することはできない。	株式の割り当ては、会社の本国法の要件に従っていなければならない。
<u>株式の消却</u>		資本から自己株を買い入れまたは消却してはならない。	株式消却は本国法の要件に従っていなければならない。
<u>株主</u>	最低 1 人の株主	最低 2 人の株主	株主の人数は本国法の要件に従っていなければならない。
<u>取締役</u>	最低 1 人の取締役	最低 2 人の取締役	取締役の人数は本国法の要件に従っていなければならない。

<p>会社総務役</p>	<p>不要</p>	<p>1人の会社総務役が必要</p> <p>さらに、取締役は、会社総務役の職務を果たすのに必要な知識と経験を持つと思われる人を会社総務役に選任するという要件。</p>	<p>会社総務役を置く要件は本国法に準拠する。</p>
<p>議決</p>	<p>書面決議に同意した構成員の必要な多数、または構成員の会議で行われた投票のいずれかにより決議を可決できる。</p> <p>非公開会社は、以下を除きすべての決議を書面決議で可決することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取締役の罷免決議 ● 監査役の罷免決議 <p>これらの決議は総会で可決される必要がある。</p>	<p>構成員の会議（年次総会でもよい）で行われる投票によってのみ決議を可決できる。</p> <p>書面決議を可決することはできない。</p>	<p>総会を開催する要件は会社の本国法に準拠する。</p>
<p>計算書類</p>	<p>該当する会計基準期間の末日から 9 カ月。</p> <p>中小企業に略式の計算書類を提出することを認める規定を利用できる。</p> <p>総会を開催しなければならないという要件がないので、会社計算書類を構成員に提出する必要なし。</p>	<p>該当する会計基準期間の末日から 6 カ月</p> <p>完全な計算書類を会社登記所に提出しなければならない。</p> <p>総会で年次計算書類を構成員に提出しなければならない。</p>	<p>外国会社が提出しなければならない計算書類は、その会社が本国法において計算書類を作成し開示する必要があるかどうかによる。</p>

<p><u>総会</u></p>	<p>年次総会を開催する必要はない。</p> <p>議決権の 90% 以上の多数があれば、直ちに総会を招集することができる。</p>	<p>事業年度の間で開催される会議のほかに、事業年度末から 6 カ月以内に年次総会を開催する必要がある。</p> <p>95%以上の多数があれば、総会を直ちに招集できる。</p> <p>これは、全員一致が必要な場合、公開会社の年次総会には適用されない。公開会社の年次総会の通知には、その会議が年次総会であることを記載しなければならない。</p>	<p>総会を開催する要件は会社の本国法に準拠する。</p>
<p><u>株式の公募</u></p>	<p>公募することは禁止されている。</p>	<p>公募を行うことができる。ただし、2006 年会社法の関連規定および(上場されていれば)上場規則、また目論見書が必要ならば、目論見書規則も守らなければならない。</p>	<p>会社が株式を公募できるかどうかは会社の本国法による。</p>
<p><u>事業の開始</u></p>	<p>設立証書を受け取り次第、直ちに事業を開始できる。</p>	<p>会社登記官から取引証書を受け取ったときによりやく事業を開始できる</p>	<p>英国事業所を開設できるが、開設から 1 カ月以内に、会社登記所に書式 OS TN01 を提出しなければならない。</p>
<p><u>立法</u></p>	<p>2006 年会社法</p>	<p>2006 年会社法、および上場、非上場にかかわらず、公開会社は「企業買収および合併に関するシティー・コード」(the City Code on Takeovers and Mergers) に従う。(これの一つの意味は、会社の売却が困難になるということである)</p>	<p>準拠法は設立地すなわち本国の法律である。しかし、英国事業所は 2006 年会社法および外国会社規則を守らなければならない。</p>

付録 2

外国会社: 文書チェックリスト

本チェックリストは、英国事業所を登記するときに提出しなければならない情報、および文書の内容を示すものである。

1. 最初の登記項目

(1) 書式 OS IN01

この書式で求められる情報には以下のものが含まれる。

- 外国会社の社名
- 外国会社の法的形態
- 登記される外国会社は、その登記簿および登記番号を確認しなければならない。
- 以下の事項を含む当該外国会社の取締役および総務役のリスト
- 個人の場合
- 氏名
- 旧姓。ただし、16歳以前に変更されもしくは使われなくなった場合、または変更されもしくは使われなくなってから21年以上経過した場合を除く。
- 送達用の住所

取締役についてはさらに以下の事項が必要である。

- 普段の居住地住所ただし、送達用住所と同じ場合は不要。この場合、その旨の記載のみでよい。
- 国籍
- 居住国
- 職業（もしあれば）
- 生年月日

取締役または総務役が法人または法人組織の企業である場合

- 法人名または企業名
- 登記された事務所または主たる事務所

(2) 欧州経済領域外の会社については、外国会社または外国企業の法的形態、および準拠法、また、場合によって、その登記と登記番号

(3) 当該外国会社における取締役と総務役の代表権限。単独で行為できるか、共同で行為しなければならないかについての説明を添付する。

2. 英国事業所に関する事項

英国事業所に関する事項には以下のものが含まれる。

- 英国事業所の住所
- 開設日
- そこで行われている事業
- 事業所の名称が外国会社の社名と異なっている場合には、その名称。（普通、事業所の名称は外国会社の社名と同じであるが、しかし、別の名称が登記されている場合、その名称がすべての点について当該会社の社名として扱われる（2006年法第1048条（3））。
- 英国事業所に関して外国会社に代わって書類の送達を受け取る権限を与えられた人で英国に居住しているすべての人の氏名と送達用の住所。または、そのような人物はいない旨の説明。
- 英国事業所に関して常任の代表者として外国会社を代表する権限を与えられたすべての人のリスト。それには以下の項目が含まれる。
 - 氏名
 - 旧姓
 - 送達用の住所
 - 普段の居住地住所（ただし、送達用住所と同じ場合は不要。この場合、その旨の記載のみでよい。）
 - 常任代表者のリストに載ったすべての人の権限の範囲。単独で行為できるか、共同で行為しなければならないかについての詳細など。

3. 届出書とともに提出すべき書類

届出書には以下の書類を添えなければならない。

- 外国会社の基本規約（例えば、設立免許状、制定法、基本定款、通常定款など）の認証謄本。原本が英語以外の言語である場合には、認証英訳を添付する。
- 当該会社の本国法で計算書類を提出する必要がある場合、最新の計算書類の認証謄本。原本が英語以外の言語である場合には、認証英訳を添付する。
- 登記手数料。現在 20 ポンド。

付録 3

非公開有限責任会社：設立のために必要な文書のチェックリスト

1. 登記書類

非公開有限責任会社を設立するためには以下の文書が必要である。

- (1) 定款
- (2) 会社登記所書式 IN01

2. 書式 IN01

- (1) 会社名 (仮)
- (2) 会社の種類
 - 公開会社か非公開会社か、株式会社か保証有限会社か(あるいは無限責任会社か)
- (3) 登記される事務所
 - イングランドおよびウェールズ、スコットランド、または北アイルランド
 - 登記される会社事務所の住所 (予定)
- (4) 定款
 - 修正してまたは無修正でモデル定款を採用する。修正の場合、モデル定款の修正を添付。
 - すべて独自の定款を採用する。独自の提案を添付。
- (5) 役員
 - (a) 取締役—自然人たる 16 歳以上の取締役を少なくとも 1 人記載すること。当該取締役について以下の情報を提供する。
 - 氏名と肩書
 - 生年月日
 - 居住国
 - 国籍
 - 職業 (もしあれば)
 - 送達用住所および普段の居住地住所
 - 取締役就任の承諾および書式 IN01 の所定の欄に署名
 - (b) 会社総務役—非公開会社は会社総務役不要 (公開会社は必須)
 - 氏名、役職、および旧姓
 - 総務役への送達用住所 (居住地の住所である必要はない。)

- 総務役就任の承諾および書式 IN01 の所定の欄に署名

注：取締役や総務役が法人または企業である場合、会社名および登記された事務所または主たる事務所を記載しなければならない。

(6) 欧州経済領域の会社

- 会社の登記地および登記番号（例えば、イングランドおよびウェールズ会社登記所 [会社番号]）
- 欧州経済領域外の会社は、当該会社または企業の法的形式の細目、準拠法、および必要な場合には登記地および登記番号を記載しなければならない。

(7) 資本金計算書

非公開株式会社は設立時の株式の資本金計算書を提出しなければならない。資本金計算書には次の事項を記載する。

- 設立時株式計算書
設立時に株式引受人が引き受けた合計株式
 - 当該株式の数、種類、および合計額面額
 - 各引受人の株式に関する払込済額と未払額
- 資本金計算書には以下の事項を記載する
 - 会社の株式の種類
 - 各種類株の数
 - 各種類株の額面額総計
 - 各株式の払込済額と未払額
 - 各種類株に与えられた権利（議決権、配当請求権、残余財産分配請求権（会社清算の場合を含む）、および償還請求権。

(8) 保証計算書（保証有限責任会社の場合のみ）

(9) 手数料

- 通常サービスについては 40 ポンド（約 7 日間）、電子的方法により提出された場合は 13 ポンド。
- 迅速処理サービスについては 100 ポンド（即日サービス）、電子的方法により提出された場合は 30 ポンド。